【アンチ・ドーピング諸規則に関する変更点 (要約)】

1. 2016 年禁止表国際基準の変更点

<常に禁止される物質と方法(競技会(時)および競技会外)>

- S2. ペプチドホルモン、成長因子、関連物質および模倣物質
 - 3. 絨毛性ゴナドトロピンおよび黄体形成ホルモン放出因子(例示変更)「変更前」

男性における絨毛性ゴナドトロピン(CG)および黄体形成ホルモン(LH)およびそれらの放出因子[ブセレリン、ゴナドレリン、 $\underline{$ **トリプトレリン** $}$ 等] (2015 年)

「変更後」

男性における絨毛性ゴナドトロピン(CG)および黄体形成ホルモン(LH)およびそれらの放出因子[ブセレリン、ゴナドレリン、**リュープロレリン**等](2016年)

- S4. ホルモン調整薬および代謝調節薬
 - 5. 代謝調節薬(文言追加:全てのインスリン受容体作動薬を含むため)
 - 5.2 インスリン類 (2015年)
 - → 5.2 インスリン類およびインスリン模倣物質(2016 年)
 - 5.3 メルドニウム (ミルドロネート)

(項目追加:競技力向上の目的で競技者によって使用された事実があるため)

S5. 利尿薬および隠蔽薬

(文言追加:炭酸脱水酵素阻害薬の眼科用使用が許可されることが明確化)

「変更前」

ドロスピレノン、パマブロムおよび局所使用のドルゾラミドおよび ブリンゾラミド (2015 年)

「変更後」

ドロスピレノン;パマブロム; および**眼科用に使用される**炭酸脱水酵素阻害薬 (ドルゾラミド,ブリンゾラミド等)

<競技会(時)に禁止される物質>

S6. 興奮薬

クロニジンが許可物質となった。

<特定競技において禁止される物質>

P1. アルコール

禁止している競技連盟から「国際モーターサイクル連盟 (FIM)」を除外

<監視プログラム>

- ・ メルドニウムは監視プログラムより削除され、禁止表へ追加。
- ヒドロコドン、モルヒネ/コデイン比およびタペンタドールは監視プログラムより削除。

※WADA code (2016 年版) の詳細につきましては、日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) のウェブサイトから確認してください。

日本アンチ・ドーピング機構ホームページ http://www.playtruejapan.org